

議案第95号

就学支援委員会条例の一部改正について

就学支援委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月27日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

就学支援委員会の名称を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

就学支援委員会条例の一部を改正する条例

就学支援委員会条例(令和4年勝山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p><b>就学</b>支援委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 障がい又はその可能性のある学齢児童生徒及び就学予定者(以下「障がいのある児童等」という。)に対し、適切な就学に係る教育的支援を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、勝山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、<u>就学</u>支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>	<p><b>教育</b>支援委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 障がい又はその可能性のある学齢児童生徒及び就学予定者(以下「障がいのある児童等」という。)に対し、適切な就学に係る教育的支援を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、勝山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、<u>教育</u>支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。